

貴生川サッカースポーツ少年団 育成会会則

制定・実施 平成 8年11月1日
改正 平成 23年4月17日

(名称)

第1条 この会は、貴生川サッカースポーツ少年団育成会（以下「この会」と言う）と称する。

(目的)

第2条 この会は、サッカー団の活動支援と会員の親睦・相互扶助を深める事を目的とする。

(会員)

第3条 この会は、貴生川サッカースポーツ少年団に入団している児童の父母により組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成する為の次の事業を行う。

- (1) サッカー団の活動支援に関する事
- (2) 会員相互の親睦に関する事
- (3) 会員及び団員の共済に関する事
- (4) その他目的達成に必要な事業

(議決機関)

第5条 この会の議決機関は総会及び役員会とする。

(総会)

第6条 総会はこの会の最高議決機関で毎年2回以上会長が招集する。但し、会員の2分の1以上の要求がある場合及び会長が必要と認めたときは臨時総会を開く事が出来る。

(総会の成立及び議決)

第7条 総会は会員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席会員の3分の2以上の同意によって決める。

(総会の議長)

第8条 総会の議長は出席会員中より選出する。

(総会の付議事項)

第9条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の改廃及び設定
- (2) 事業及び会計報告
- (3) 活動計画及び予算の設定変更
- (4) 団費の額及びその徴収方法
- (5) 役員を選任
- (6) その他必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、事業の執行については協議決定するほか、総会に提出する議案の作成を行う。

(役員会の構成及び招集)

第11条 役員会は本部役員（会長・副会長・会計）をもって構成し会長が必要に応じて招集する。

(役員会の議長)

第12条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(役員及び役員の任務)

第13条 この会の役員として会長1名、副会長若干名、会計1名、会計監査2名、学年委員若干名をおく。

- (1) 会長はこの会を代表し、役員会の決定に事業を執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

- (3) 会計は総会で決議された予算の範囲内でその執行を行う。
- (4) 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 地区役員は担当区内の会員の連絡調整にあたる。
- (6) 学年委員は各学年の会員の連絡調整にあたる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(団費)

第16条 この会は、会員から団費を徴収する。

- (1) 団費の額は、1・2年生は月額1,500円、3・4年生は月額2,500円、5・6年生は月額3,500円とする。
- (2) 年度途中に入団した場合は、15日を基準にし、その日までに入団申込書が提出された時は、その月より団費を徴収する。
- (3) 年度途中に退団した場合は、15日を基準にし、その日までに退団した時はその月の団費は返金する。

(助成)

第17条 この会は、助成金及び寄付金を受ける事ができる。

(経費)

第18条 この会の経費は団費、助成金及び寄付金をもってこれにあたる。

貴生川サッカースポーツ少年団 育成会共済規定

制定・実施 平成8年11月1日
改定 平成17年4月5日

(目的)

第1条 この規定は育成会会則第4条3号の事業に関し、その取扱いについて定めたものである。

(共済の対象及び金額)

第2条 共済の対象及び金額は次のとおりとする。

- (1) 団員または団員の父母が死亡した場合 香典100,000円及び檜1対
- (2) OB団員が死亡した場合 香典5,000円以内
- (3) 会員がその生活基準をなす財産に天災または、不慮の災害を受けた場合
(状況参酌のうえ決定する) 30,000円以内
- (4) 団員が病気または障害により2週間以上療養を必要とする場合
(状況参酌のうえ決定する) 10,000円以内

(共済の支払)

第3条 第2条の事項が発生したときは遅滞無く会長の決裁を受けて該当者に共済金を支払うものとする。

(その他)

第4条

- (1) 第2条の(3)、(4)の金額決定については役員会において定めるところとする。
- (2) その他必要と認められるものについて、本部役員で協議のうえ相当額を支払うものとする。